

國第一回參議院司法委員會會議錄第五号

昭和二十三年三月二十三日(火曜日)午後一時四十五分開會

○本田の會議に付した事件
○人身保護法案(伊藤修君發議)
(後へも参考)。

○委員長(伊藤修君) これより委員會を開會いたします。本日は人身保護法

秦につきまして先回決定になりました
この法案に對するところの證言を求める
ために高柳賢三君並びに小林一郎
君、御兩氏の證言を本日いたして頂きます。
證言事項は高柳賢三君が人身保護
法の沿革とその實際、小林一郎君は
日本憲法と人身保護法、並びに人身保
護法とその英國における實際、この點
について兩氏の御證言を開くことにいた
します。先ず御兩氏の宣誓を頂きます。
す。御起立を願います。

〔總員起立、證人高柳賢三君、證人
小林一郎君は左の」とく宣誓を行
つた〕

宣誓書
良心に従つて、眞實を述べ、何事も
かくさず、又、何事もつけ加えないと
ことを誓います。

宣寶書

良心に従つて、眞實を述べ、何事もかくさず、何事もつけ加えないことを誓います。

○證人 小林 一郎
○委員長 先づ高柳賢三君から證言をお願いします。

第四部 司法委員會議錄第五號

法案につきまして、御参考に資する
いう意味で、英米の「イギアス・コ
バス」に關する沿革、又それがどうい
ふうに現在運用されておるかといふこ
との一般について證言をするといふこ
とを要求されておるものと考えまして
参つたのでござります。

イギリスでは一六七九年に制定され
た人身保護法、これが最も有名な人身
保護に關する法律であります。これ
は我々中學生の頃西洋史で習つたこと
で、西洋史の教科書に載せられてある
のであります。そうしてそれは法律
が個人の自由を保障するためのこれ
は基本法であるということは習つた
のであります。それ以上のこととは學
校では深く教えられておらないのであ
ります。一般人は從つてこの一六七九
年の人身保護法という法律で以て初め
て個人の自由の法的な保障がイギリス
で以て定められたのである。こういう
ふうに了解しておるのであります。これ
は当然誤りで、そういうのはない
ので、その前からずっと人身保護法
というものが裁判の慣行として行われ
ておつたので、これもそういうものが
あるということは聞いておるが、内
容は恐らくは法律家、我が國の法律家
でもどういふふうにそれが行われてお
るのか、そういうことは實際分らなか
つたものと推定しても差支ないのじや
ないかと思うのであります。

そこで先ず言葉でございます。この
法案には人身保護法となつております
。人身保護令狀、或いは人身保護法

に用いられておる言葉、英語ではなく
て、むしろラテン語でございまして、
裁判所に連れて來しといふ意味でござ
います。ハブ、ゼ、ボディ、ユード、ハ
ブ、ゼ、ボディ、ビフォア、コート、
裁判所に或る人のからだを連れて來
し。こういう命令の言葉なんでござい
ます。ラテン語で書いてあるが、昔か
らすべて令狀というものは、ラテン語
で書いてあつた。そのラテン語がこの
ままその令狀の名前になつたのでござ
いまして、そのラテン語の發音は、今
では大陸式な読み方がイギリスでも學
校で教えられておるのであります。そ
れによればハベアス・コルブス、こう
いうふうに言わなければならんのでござ
いますが、これは從來の法律家の發
音、イギリス式の發音、ヘイビアス・
コーパスという言葉が、普通人の言葉
ともなつておるのでござります。恐ら
くはラテン語として、ヘイビアス・
コーパスという言葉程英米人が知つて
おるラテン語はないだらうと思われる
くらいに、人口に暗殺した言葉なので
ござります。日本では、教科書などで
は、人身保護法という上うな言葉が從
来使われておつたのであります。大陸
人身保護法というのは、全體どういう
言葉かと言葉の証拠になりますが、こ
の人身というの、これは恐らくは、
譯語がいつ頃できたかということは、
私はよく調べたことはございません

が、明治の初年頃できたのじやないかと思いますが、人身といふのは、これは恐らくはヨーバスという、ボディ、身或いは身柄、これを譯した言葉だらうと思う。先づ人身といふのは、日本語としては、通常は身體ということと同一意味に用いられておるようであります。ところがこの人身保護といふのは、身體の安全ではないのであります。しかし、この人身保護令狀乃至は人身保護律によつて保護されておる法益といふものは、身體の安全ではないのであります。そこで、動作の自由なんぞございます。

人身を人體と同義とすると、この譯は不正確だといわなければならぬわけになるのであります。尤も日本人の人身といふ言葉は、例えば人身買といつたような場合には、本當にこの體を賣買するという意味じゃなくて、これはやはり自泊、個人の自由の奴隸的な拘束を賣買するという意味で現わしておりますんで、時には……。これは變な使い方であります。不正確ではあるけれども、まあこの言葉は耳に慣れておりますが、そういうふうな用例もありりますが、又人身攻撃といふやうなで、この人身保護令狀、リット、オウ、ハイバスといふのは、今まで言ふたのと、次にこの人身保護令犯の沿革のことについて一言申上げたいと思います。この人身保護令狀、リット、オウ、ハイバスといふのは、今まで言ふたのと、次にこの人身保護令犯の沿革のことについて一言申上げたいと思います。

と、自由を保護する有力な武器というふうに考えられておるのであります。が、起源はよくは分らないんですけれども、これはむしろ逆でありまして、裁判の便宜上、当事者或いは陪審員、後には證人の身柄を拘束して、そうして置いて、必要な時期に、その出廷を確保する。そういうために設せられたものであります。それが自由の保障といふような意味合を持つようになつたのは、これはイギリス獨特の歴史的な發展の結果なのであります。

そこで第一に、人身保護令状というものが、いわゆるリット・オヴ・ヘイビアス・コーパスというようなものが、どういうようにして使はれたか、どういうような作用をイギリスの法制度において演じたかといいますと、これは十七世紀の以前と以後と區別しなければならん。十七世紀の前の沿革を申しますと、これはイギリスの裁判史において演じたかといいますと、こにおいては、非常に重要な役割を演じたのでござります。併しその意味は、こういふのであります。イギリスのこの法制といふものは、イギリスの王様の裁判所というものの裁判権が段々段段擴がつて行つて、而もそれが最高法院の司法権を握つて行く。そういう過程が先ず起つた。それによつてイギリスの法律といふものが、フランスなどと運つて統一された法制、いわゆるコンモン・ローといふものが法制の中心をなすようになつたのであります。併しその過程におきまして、第一には、王様の裁判所、ロンドンにある王様の裁

Digitized by srujanika@gmail.com

[View Details](#) | [Edit](#) | [Delete](#)

ソソン時代から残存しております。いろいろな地方的な裁判所、それから封建制度に伴つて行なつて參りましたいろいろな封建的な裁判所又は封建の裁判所からして、事件を王様の裁判所に取上げて、そぞうして管轄権を擴げて來いと、こういう命令を、いわゆるヘイビアス・コーバースの令状といふのを出した。これがイギリスの法制史に現われたる人身保護令狀の一一番最初の形、一番最初の最も重要な作用であります。

拘禁された人間を自分の方に連れて来て下さいという命令を出しまして、それで、それによつて自分の方でそれを釋放してしまう。こうつまり普通法と衡平法との裁判の間ににおいて普通法が使つた戦術の一つがリット、オブ、ハイビアス、コーパスなわけであります。ところが十七世紀頃になりますと、今度はいわゆる衡平法裁判所でも、裁判官といふ者が集つて、そうして刑事の裁判をやつた。で、その場合にいわゆるカウンシル、樞密院から令状を出してしまして、人間を、或る犯罪の嫌疑者を逮捕して置く、こういうことが行われたのです。そこで、それに對して普通法裁判所の方で以つて令状を出して、そしてそれを釋放する、こういう慣行ができた。これはチャーチル王朝の初め頃であります。これが近現代的な意味の個人の自由を保障するための令状といふ意味が、そこに出で来る初めなのであります。勿論、マグナ・カルタといふものとリット、オブ、ハイビアス、コーパスといふものとが結

ひ附けられて考へられる上になつてゐるのです。ところが、チーネードル王朝の時代といふものは御承知のように開明專制期でございまして、行政権と軍事権とに分离して行くのにはこれは外交關係というものが非常に強かつた時代なのです。イギリスの場合は當時は封建制度といふものがぶつぶつと小國でございまして、大國の間に伍して行くのにはこれが外交關係といふものが非常にむづかしかつた。同時にそれが非常に強かつた時代には行政権と軍事権との間には強くなるのは當然でございまして、その行政権が非常に強かつた時代は、王様の権力といふものが非常に強かつた時代であります。こういう時代でありますから、そういう時代には行政権と軍事権との間には強くなるのは當然でございまして、この令狀といふものとマグナ・カーラルを結び附けて自由の目的を最も強く達する令狀だといふ意識は強くありますのでござりますけれども、實際に書いてはカウンシルの出す令狀に對しては非常に厳格なる態度は取らなかつたのであります。

由を拘束する意味合いかこの令状の最も重要な作用であるということになります。すると、従来の判例法とつて參りますると、従來の判例法とものを振返つて見ますと、この今までの状に關する判例法といふものは全然つた目的のために展開して來た法律があつた。と同時にチャーチル王朝の時代といふものは王權に押されてきた。判例法でござります。であるからして民權を保護するという政治的意味を持つた見地からこの令狀に關する判例法を眺めて見ますといふと、極めて不自然な合なる法令が多々あつたのでございました。そこで出て参つたのがいわゆる議會の活動、國會による立法の活動でもつたのであります。この議會の法律以て、それからいろいろな法律が出来るのでございますが、一番最初に出来た法律は一六二八年のいわゆるチャーチン、オブ、ライト、の中に王特別命令によつて理由を示さずして拘禁を行なつてはならん、こういう句があるのであります。これが第一の立法であります。その後一六四〇年にスター・チエンバーその他の裁判所を廢止した立法の中で、枢密院の命令による拘禁を禁止した。そして王裁判所又は民裁判所から令狀を出されないようなことに關する規定が置かれておるのでございます。これらはギリス革命の十七世紀の革命前の立法でございます。

いな最運時たてて持法國まで田院文の別法にてすかかうに申歸

そこでこのいろ／＼な方法を使つて、フランスの非常な專制政治的な空氣に接してイギリスに歸つて來たので、そこでこのいろ／＼な方法を使つて、そうして人身保護令狀の運用を妨げたのであります。そういうような關係から一六七九年の一番有名なヘイビース・ゴーパス・アクトというものが出来るようになつて來たのであります。

その經過は非常に複雑しておりますけれども、それらの細かいことは省略いたしまして、この法律で以て第一に、例えはいろいろな規定が置かれてある。それは一々過去の具體的經驗に照してでき上つた規定なのでありますし、毫端な立法ではないのでございまず。そのうち例えは令狀の發給を妨げるために、イギリスの裁判所の管轄権の及ばない地域に被拘禁者といふ者を移送することを禁止して、この禁止に反して罰せられた者に對しては恩赦を許さん、恩赦大權を行使し得ないといふ非常に注意深い規定が置かれておるので、これは國王が政敵を海外に移送する弊を絶つ國會の政策といふものを、更に今度恩赦制を利用してそうして回避する。こういうことを狙つて始めた規定なのであります。それから又第二には、トリーズン・フェロー、叛逆罪或いは重罪の理由で拘禁されておる旨が逮捕状に示されておる場合に人身保護令狀は製せられないことになつておるのであるが、この場合にも次の開廷期において刑事訴追がなされた。然らざれば保釋を許すことを必要としておる。それから第三には、裁判官その他領事裁判所の判事は、開廷期であると休延期であるとを問わず令狀を發給することが必要とされる。休延期では令狀の發給を拒んだ裁判官には、被害

うと、この人を牢屋に入れて拘禁し

世紀にそういう令状の性質が個人の自

エームス二世はカトリックで、そし

令状の発給を拒んだ裁判官には、被害

者の請求によつて五百ポンドの罰金を科することができる。そして被害者はこの罰金を取得し得る。そういうような規定が置かれてゐる。第四には、この令状によつて釋放された者は同一犯罪について再度拘束を受けることがない。こういうように規定しておるの

であります。これは長い法律であります。イギリスで最も重要な立法であります。この立法といふものは非常に実効的であつたのであります。ジエームス二世が何よりもテスト・アク

バス・アクト、この二つの法律を廢止

しようと非常に努力した。テスト・ア

クトといふのは、これはカトリックを

迫害する法律でございまして、これは

彼自身がカトリックであつたために、

これを廢止しようとしたのであります

が、このヘイビアス・コーパス、これ

は人民の権利の方を主張して、國王の

権威といふものに對して致命的である

と彼は感じた。そこで當時裁判官の中

で王様の意向を迎えるような裁判官は

保釋金といふものを命ずる。拘禁を受けた者が到底拂えないような保釋金を命ずるということによつて、實際上は運動かないようならんやつたのであります。その結果として後の権利章程の中に過當な保釋金は科すべからず、こ

れは最も重要な法律であります。

が、併しこの一六七九年の人身保護法といふものは、これは犯罪の理由で拘禁された者だけに適用があつたのでござりますが、この法律の制定後、令状

は拘禁者が私人である場合、又は犯罪

の嫌疑以外の場合で官憲から拘禁を受

けた者にも適用されるに至つたのであ

ります。これらの非刑事事件に對して

は一六七九年の法律の適用がなく、舊

法のみが適用されることになつたので

あります。それを一八一六年の法律で

以て、犯罪以外の理由で自由を剝奪さ

れた者に對しても一六七九年の法律が

適用される、こうしたことになつたの

であります。この二つの法律がイギリ

スにおいて最も人身保護令状關係の立

法として重要なものなのでございま

す。

そこで振返つて見ますと、人身保

護令状といふものは、これは裁判の慣

習で段々出來て來た。それを十七世紀

頃から國會が法律で以て裁判慣行の缺

陥を直して、從來のいろいろな弊害が

起る、それを直して行つた。その二つ

の重要な法律がこのヘイビアス・コー

バス・アクト、こういう名前で呼ばれ

ておる一六七九年と一八一六年の法律

であります。こうのことになつてお

るのであります。十七世紀の政治革命

であります。こういう規定なの

であります。これと同じような規定は

は當然発生せられるということが前提

になつて、ただ「それが停止されるの

は叛亂又は侵略に際して公安上必要な

場合なのである」。こういう規定な

であります。これと同じような規定は

アメリカの各州に殆んど全部存在して

おります。尤もイギリスと違つてアメリカは連邦制度でありますから

は、イギリスでは見られないような連

邦の管轄と洲の管轄といふものが二重

にありますから、管轄問題といふもの

が非常にやかましいのであります。イ

ギリスとアメリカとでは少し様子が違

つてありますから、管轄問題といふもの

は憲法で書く必要はないじゃないか

といふのであります。尤もイギリスと違

つてアメリカは連邦制度でありますから

は憲法で書く必要はないじゃないか

といふのであります。そこで、いろいろなところ

で、いろいろなところで刑事訴訟法に書

いてあるようなことが澤山書いてある

頭には、例え今度の新憲法においても

立たんといふことをベルギーの憲法

とイギリスの憲法と比較して論じてお

ります。併しこの大陸系の憲法に慣れ

た頭には、例え今度の新憲法においても

立たんといふことをベルギーの憲法

すると、ナポレオンの監禁問題というの
がイギリスでは非常にやかましかった
のであります。一八一五年にウォー-
ターロードで破れたナポレオンは、ベル-
フロンという船に拘禁されてイギリス
に連れて来られて、イギリスのブリマ-
スに着いた。その時イギリスのバー-
ネットという人は何とかしてこれを釋放
する方法はないだろうかといつて、當
時のイギリスの法律の大家のサー・フ-
ランシス・コメリーの所へ行つて相談
したけれども、これはなか／＼むか
しいと言つたので、大いにがつかりし
たというので、これは物にならなかつ
た。ハイビアス・コーパスでナポレオ-
ンを引出すことはできなかつたのであ
りますが、ナポレオン監禁問題という
のは、身體の自由に関する問題である
から、それは政治的にはナポレオンを
野放しにしては困るけれども、法律的
にはこれを釋放しなければならないと
いう、そことの衝突が相當激しかつ
たのであります。戦争が終了すれば俘
虜といふものの身分はなくなつてしま
うわけで、従つて釋放しなければなら
ない。ナポレオンをフランスとイギリ
ス側の戦争が終了したからといつて當
然釋放するのでは、これは政治的に危
い。何とかしてこれを永久に幽閉する
方法はないだらうか。こういう問題が
當時のイギリスにおいては非常に重要
な問題として、法律家の間に議論され
たのであります。中には、國際法の問
題でありますか、當時の法律家の中には、
イギリスはフランスと戦争してお
るものじやない。コルシカの篡奪者であ
るところのボナパルトと戦争しておる
のである。その戦争は永久に續くので
ある。フランスとの平和によつてその

論争は終了しないのだというような議論を、相當無理な議論であります。第一流の法律家が展開しておるのであります。そういうような關係で、ナボレオンのこの監禁問題などということですが、いわゆる自由、人權ということと結び附いて討議されたその状態は、やはりアングロサクソンらしい自由民権に對する歎くといふものが、如何に強かつたかといふことが分かるのであります。

アメリカでもこれはもう極めて普通であります。最近山下大將の事件が、フリーリッピンで裁判がありました。そうするとアメリカの辯護士は、アメリカの最高裁判所に對してヘイビアス・コーバスの委給、その他のものもありますけれども、これを求めるという形式で、軍事裁判所の裁判というものが正當に行われなかつたといふ點を争おうとしておる。死刑になる前に、監禁されておる者を釋放しようと、こういうわけであります。アメリカにおいては、極めて普通のテクニックである。今度の東京の裁判におきましては、被告の或いは木戸であるとか、平沼であるとか、そういう人間はどういうことで起訴されておるかといえば、いわゆる平和に對する罪、侵略戦争を開始した。或いはこれを實行した。或いは計畫した。そういうことによつて國際法上の犯罪であるという理由で起訴されておる。キーナン檢事は、それらの平和に對する罪と、いうものは、これは不戰條約、いや、もつと前からずつと國際法上認められておる犯罪である。從つて、いわゆる事後法の問題といふものは起らない。事後法ならば、到底やいかんといふ大原則が憲法の法

則としてあるのであります。が、それに引掛からない。これは昔から、行為の當時から平和に對する罪を犯しておる。こういう理論を展開した。ところが、その理論は、辯護士側の見地からいえば、非常におかしな理論であつて、その點を爭つておる。その中に、これは私がやつた實驗であります。が、「ここに具體的な例を擧げて例證しよう。假に本裁判の被告人の一人が米國に邊られ、米國大統領が單獨又は他國と共同して創設した軍事裁判所によつて共同謀議乃至侵略戰争の罪を問われたとしよう。そして禁錮刑の言渡を受け、連邦裁判所判事に對してハイビアス・コーパス令狀を求めたとしよう。この場合首席検察官は、被告人は連邦憲法第一節第九條の事後法禁止の規定に反して拘禁せられてゐるとの理由で釋放を受ける権利はないと眞面目に主張されるのであるか。」、こういうことを申したのであります。が、これはつまり、ハイビアス・コーパスを引合いに出して、アメリカの裁判所で、木戸なら木戸、或いは平沼が向うの軍事裁判所に掛けた場合に、求められないかどうか。この點は恐らくアメリカ法としては求められるという解答しかないだろうと思う。從つてキーナン検事は眞面目にそう考えておられるのかどうかと詰寄つた。これは辯護士側の方の議論であります。そういうようなときに、つまり人身保護令狀は、英米の法律の頭でいえば、始終出て來るのであります。そういうふうに、英米人にとっては、人身保護令狀というものは非常に人口に膾炙した最も有名なる制度であり、そうしてこれを維持することが、これを完成して行

くことが、本當に自由といふものを保障する所以である。こういうふうに感じておるのであります。それだけが大體沿革であります。

過去はそういうふうになつておるのであるが、然らば現在の状況についてはどうか。この點について極めて簡単にお話をいたしますと、先ず手續がどういうふうにして一體行われるのか。これはこの法案の中にも大體書いてあります。ですが、先ず第一に申請者という、これは本人、拘禁を受けておる者がなしえるほか、友人等、その他關係者側から大概できることになつております。そうしてこの申請について重要な點は、申請があつたら殆んどすべてこれを許さなければならん。ここにコツがあるのであります。これが非常に必要な點であります。申請したやつを何とかかんとか言つて斷わるということは、これはいけない。申請されたら出してやる。そこでまあ法律の表面では、説明をさせるのです。説明しなければならんということに理窟はなつておるのでされども裁判所はそれをよく調べるなんということはしない。一見してこれは駄目だということではないのであります。アフィダヴィットを出せば、すぐ出して呉れます。ナシエンスが書いてない限り直ぐ出して呉れます。これが非常に大事な所の問題。これは日本でいえば地方裁判所に當る裁判所、これに對してなすり點であります。申請を受理するかといふ點であります。申請を受ける裁判所に對してこれを申請するかといふ點であります。申請を受ける裁判所は、非常に大事な点であります。

のが通常であります。英米法の言葉で申しますると、一般管轄権を持つ裁判所、その第一審の所に持つて行つて出す。イギリスで申しますと、イギリスはこの地方裁判所というやつはロンドンに全部集中しておるわけです。高等法院というものがありますが、これは丁度第一審の一般管轄権を持つ裁判所になつておる。その下にいわゆるカウンティーコートというものがある。これは一般管轄権でなく、制限管轄権を持つた裁判所であります。これは出すことはできないのですけれども、ハイコートならば出せる。アメリカで申しますれば、連邦では、連邦地方裁判所というのがフェデラルディスクトリクトコート、そこへ持つて行つて出す。それから各州についても同じであります。各州でも、やはり日本でいえば地方裁判所に當る所に持つて行つて出す。そうしてこれはどこの國でもそういうふうになつておるようであります。そこで注意しなければならないのは、裁判所又は判事というふうに書いてある。裁判所でもよいし、判事でもよい。裁判所が開いておらんようなときには、判事の部屋に行つて判事に出すことができる。だからこれは休暇中でも出していいといふ意味なんあります。裁判所の開いておらんときでも何でも出せる。この點も非常に大切な點なんです。それから又イギリスでは裁判官、判事のところへ行つて申請を断わられた。そしたら今度は次の違つた判事のところへ行つて又申請する。それもいけないとつたら又外へ行つて判事の數が盡きるまでできる。そうして今度はそれでも全部いけなければ上訴する。上方の裁判所へ行つ

ある。アーティスとの平和によつてその
しちやいがんという大原則が憲法の

判所に當る裁判所、これに對してな

止訴する。止の方の裁判所へ手

て求めることができる。こういう申請は、どこまでも潭山許さなければいけない。こういうプリンシブルで、これは日本では非常に注意しなければならん點だと思います。それから更に申請を拒んでしまえばそれでお終いですか、申請を不當に拒んだ判事には五百ポンドの罰金を科す。これはイギリスの有名なあの十七世紀のヘイビアス・コーベス・アクトの中に規定されています。それからイギリスではこれが單に運用されたことはイギリスにもアメリカにもないようあります。ないが、とにかく規定が厳然とあるのであります。それは五百ポンドを自分で貰える。そうするといわゆるビーナル・アクションというので、それを不起訴にすることはできない。そういうようなものは五百ポンドを自分で貰える。そうするといわゆるビーナル・アクションというので、それを不起訴にするのです。これはヘイビアス・コーベス法に關する立法に關しては最も重要な點を、拒めないような制度ができるおるのです。而もそれらのいろいろな規則というのは全部具體的経験から編み出されて來ておる、架空な案いやない。實際經驗の結果として現れたもののです。これがイギリスでもアメリカでも大體において同じ原則がずっと行なわれておる。

うのが採用されまして、これは一定の理由に出頭して、そうして命令發給の期日に出頭して、そうして命令發給の期日に出頭して、そうして命令發給の期日に出頭して、そうして命令發給の期日に出頭して、こうしてその命令が出る。この場合には假命令を確定命令にするときは、更に期日を定めて本人を連行させて、そうしてその期日に釋放する。こういう二重の手續に分けておる。これは一々ロンドンまで拘禁した人を連れて来て、又返すという手續を省略するために、こういふ假命令の制度、ルール・ナイサイドという制度がイギリスで採用されるようになつたのであります。これはアメリカには、ないようであります。アメリカでは普通のものとの型が現在でも行なつたのであります。ここで注意しなければならん點は、人間の自由を拘禁しておるには何か理由があることを証しなければならん。これは裁判ではない。拘禁しておる者になぞ拘禁しておるかと、いふことを説明させる。そこに審理手續のコツがある。兩方の云ふ分を聞いて普通の裁判みたいにやるのではない。拘禁しておるには何か理由がなければならんといふわけで、そこには審理の方のコツがある。これも大きな點である。それからそういう状況に出ても、それに從わない場合は、イギリス式な裁判所毎罪に従て罰金或いは禁錮、重い罪金が一六年の法律で科せられることになります。これは先に云つたビル・アクションという手續で被害者これを回復できるということになります。

ことになつてゐる。そこでは證人の喚問、證據の提出が許されるわけです。それからアーメリカの少數の州では重大な事實が問題である場合には陪審を招集して、これを調べるといふことが許されるのりますが、大多數の州でいうと、ということにアーメリカの経験者は皆云つておる。又ハイビアス・コーベスに對する非難もそこに集中されておる。それから又陪審がなくとも審査に通常の刑事手續に似たよだな審査をやることはこれはいかん。こういふ點も一般に認められておる。そういうよだな各洲の中には相當いろいろに弊害がありますが、連邦にはそういう非難はない。非常に迅速にうまく行つております。

それから次は判決であります。審理の結果、裁判所又は判事がその拘禁者は不法であると認定すれば、被拘禁者を直ちに釋放する。又合法的であると認めれば被拘禁者に差戻す。これが判決の普通の型であります。英國では先程申しましたよだに假命令の制度が採用されておりますから、これが確定命令になる。それから更に期日を指定して被拘禁者の身柄の提出を命じて、それを釋放する。こういう手續になつております。新式な手續になつておる。それからそのハイビアス・コーベスの手續中に刑事訴訟法の違反があつたと認めでは處罰するとか、或いは手續違反を更正するといふことはやらない。それは全然別のこととして取扱う。それから最後は上訴であります。

上訴について、釋放の判決に對しては普通は釋放を許さないのが原則であります。それから拘束者を差戻す方の判決に對しては上訴が許される。これもまた大切な點であります。つまり手續は上訴者に對して公平であつてはならない。つまり拘禁を受けた人間に對して利害關係を與えるような、非常にフェイバラブルであるような手續でなければならぬ。ここがコッなんですね。それから英國では高等法院から控訴院に行つて、それからハウス、オブ、ローディ、即ち參議院、二審でありますが、それから最高裁判所、三審にずっと行くわけです。最高裁判所は、これは直接に令狀出所では、連邦地方裁判所から巡回控訴院、二審でありますと、それから最高裁判所に出すと、それがアメリカでは、連邦裁判所では、連邦地方裁判所から巡回控訴院、二審でありますと、それから最高裁判所に出すと、それから最高裁判所に出すと、それが實際に出すのは外國の外交使節ですが、實際に出すのは外國の外交使節に對する事件、それから洲が當時者となつたような事件、これに限られております。最高裁判所が直接に出すと、うことは極めて稀である。控訴裁判所としてのみ働く。それが大體ハイビマス・コ・バスなるものの手續の極く簡単であります。英米も大して違ひはないであります。

のは、これは官吏に對しても行い得わけであります。併しながらこれはなかなか要件がむつかしいので、自由人保護に必要な力の防止でなければなりません。避けんとする危険に對して、それが相當な力の防備であることを必要とする。こういうことになつておる。すると公務員の職務執行を妨害し、これを立證するのはむつかしい。同時に公務員に対する正當防衛の問題は、更に危險なのであつて、うつかりであります。これは自力救濟の問題ですが、民事の不法行為についての損害賠償、これは大抵は不法監禁に基く賠償であります。フォールス・インブリシメントと差語では言つております。もう一つは惡意の訴追、マリシャスプロセキューションであります。それで賠償を求めるというのが普通であります。これは英米では國家に對する債務責任、國家に對しては不法行為としては賠償ができないという原則ができます。これは日本では國家に對しては自治國體が官吏の不法行為に對しては賠償しなければならんという規定が定められています。ありますから、これは革ましたけれども、これは大陸法の法理で、衆議院の修正で以てできました。大陸法的な頭で書いた條文であります。ありますから、これは英米では個人の官吏に對しては訴追、これはまあ日本ではうまく行つないですけれども、英米では相當によく行つてよいようありますけれども、とにかくできる。それから判決を訴追、これはまあ日本ではうまく行つません。だから判決を立證するのはむづかしいのです。

の保護には十分でない。拘禁されたやつを直ぐ引出す。或いは將來拘禁が繼續するのをチエックする。こういのがいわゆる「ハイバス・コーバス」の狙いであります。

然らばこの令状が利用される場合といふのはどういう場合のかと申しますと、第一は刑事訴訟の關係であります。いわゆる勾引、勾留に關する場合、犯罪の捜査に關して不法不當なる拘禁を受けける。これが一番多いのです。それ以外の場合としては、いわゆる刑事訴訟以外の場合、これは官廳に對するものと私人に對するものと二つの種類があります。官廳に對するものとしては、裁判所に對するものと、それから行政官廳に對するものとある。

先づ裁判所に對するものは、例えば裁判所侮辱罪で以て拘禁されておる。それを引出すために使う。或いは昔ながら民事の債務者拘禁所といふものが、行政官廳に對するもの、これは最近において、借金を拂わないとそこへ入れられる。そういうようなときの問題にこれを使つたわけあります。それから人引渡しとか、或いは國外への追放、それからアメリカで以て一番始終あるのは、移民關係の緊争であります。これはアメリカでは例えば日本人がサンフランシスコへ行つて、移民官がそこに以て調べる。そとして入國を拒絶されることは、米國市民權を持つておる者であります。

も、外國の者でも、平等の地位に置かれておる。米國領土内におれば……。
それからまだ入國しておらないでも、やはり訴權がある。こういうことになつております。そこで初期には、移民官には事實認定権はない。こういう主張で以て、この令状が求められたのです。ありますけれども、この點は事實認定権を最終的になし得るという判決が一八九二年になりました。これは日本人が原告になつた。西村某對北米合衆國。コングレスは事實認定権を與えて、これを最終的のものとすることができるということになつてゐる。現在では法律問題だけのときならばできるといふことになつてゐる。その法律問題の中には、米國憲法の中のデュー・プロセスという問題、いわゆる「正當なる手續なくして」という憲法の問題、これも含まれておる。従つて例えば、公正なる審理が行わぬいで、勝手に事實認定をやつてしまつた場合には、ハイビアス・コーベスで行ける。これは英米人というものは行政官廳がやたらに認定をするということ、審理しないで、相手を呼び出さないで、言い分を聽かないで、勝手に認定をしてしまつたという、これに對する反感がとても強く、どうしても本人の言い分といふものを十分に聽いた上で判断しなければいけない。本人を呼び出さないで、勝手に認定してしまう。これは日本の官廳では始終あるのですが、これは量もひどいデュー・プロセスに反する感置であつて、そのときには移民官の認定、フェイイヤ・トライヤルがなければ、これはハイビアス・コーベスで裁判所まで持つて行ける法律問題の中に入つておるのであります。この行政官

庭との關係から、最近のアメリカでは最も重要ないろいろな姿で現れておりますが、それは一つの最も顕著なる例であります。

それから更に私人の場合には、これはまあ西洋でよくあることは、相続關係など以て、或る人を氣狂いにしてしまつて精神病院に入れて置く。精神病院に賄賂を使つて、そこに入れて薦出して、精神病でも何でもないものならば、すぐ釋放してしまう。こうして令狀を要して、本人を裁判所に引出でし、精神病でも何でもないものが、そういう場合に、精神病院長に對して令狀を要して、本人を裁判所に引供の取合いです。これにヘイビアス・コーベスが利用される。これは併し本當のヘイビアス・コーベスの趣旨とはちよつと違つてあります。例えばこの場合には、上訴権について平等に取扱い、判決が差戻しの判決であつても、離故の判決であつても、兩方から上訴ができる。政府に対する場合は、政府の方にはできない。この場合にはできること。本質が違うから、そういう區別がそこに出で来るわけであります。

それが大體の状況でありますか。の頭で今度の人身保護法というものを、ちよつと拜見してみますと……これは意見でして、語言ではないから、知れませんが、ちよつと最後に附け加連記に取られない方がいいかと思いまして申して置きますと、これは或いは速記に取られない方がいいかと思いますが、ごく憚なく申しますと、こりうふに感じたのです。これは併し、小林さんは又小林さんの御意があるから、その方は又十分に伺うとにいたしまして、私が、英米法をやつておる人間としてこの法律を讀む

方が將來のためにいいんじないかと考えまして、さつくばらんに感想を申上げます。

第一點は、憲法上のこれは権利だといふ點に捉われて、最高裁判所の司法が光り過ぎておつて、如何にも物々しい感じがするのです。勿論日本國憲法といふものは、最終的には、最高裁判所だけが憲法裁判所などと考えておる間はいけないと思うのであります。その點から、最高裁判所の顔がこの條文の方々に出て来る。そのところは、もう一遍再考する必要はないだらうか。こういう點が第一點であります。

それから第二點は、申請から審理までの手續が、どうも面倒過ぎやしないか。申請手續から審理手續までの手續が面倒過ぎやしないか。英米の経験によれば、申請拒否ということは、これは會狀の目的を全部否定してしまうことになる。これは英米では、例えば申請者の言つたことは眞實と推定する、こういう規定がある。一見明らかなくなきだけ拒否する。それから申請の拒否を受けた者は別の判事のところに行つて又申請する。全部断られた場合には更に上の裁判所に行つて求めることができる。不當に申請を拒否した判事には罰則を科する。こういう非常な申請を成るべく通してやるようになつておる。それが今度のやつを見ますすると、成るべくこれを拒む方に都合のいいようなふうに規定がで

きております。これは大いに考え方直す必要があります。それから第三點は、これは附隨的な點であります。が、辯護士であります。審理手續に辯護士を付けるのはこれはもう結構なことであります。必ず付けてやる方がいいと思います。ただ申請のときに辯護士を付ける。この場合だけ辯護士強制を認めるという理由があるかどうか。この點は一つ考え方直す必要がないんだろうか。アメリカでもそういう特別規定はないようです。イギリスにはあるということを伺いましたけれども、この點は更に再調査を必要としないか。それから申請のところにこんな辯護士強制の規定というところではやる必要がないのではないかということことが第三點であります。

それから第四點、審理手續につきましては、英米には他人の自由を拘束しておる人間に、何故人の自由を拘束しておるのかということを立證させる。こういう色彩が強い。だが、この法案では何とか普通の裁判のよくな感じができる。もう少し拘禁しておる人に立證責任があるのだぞという色彩を出したらどうか。この點もお考えに値しやしないか、これが第四點であります。

第五點は、上訴についてであります。上訴制度について拘禁者からも上訴を許すというふうにちょっと認めるのであります。併しこの點は、若しもそんならばいわゆることで以て公平な平等の扱いが、結局は不公平なことになるといふことは英米人は最もよく理解しておるから、上訴について不平等に取扱つておる。不平等な規定が平等になる所以である。干渉の取合いのよ

判所に訴える途がある。この點はアーヴィングによれば、米國市民權を持つておる者はでは、米國市民權を持つておる者で

実戦まで拡げて行ける法律問題の中には、

つておる人間としてこの法律を讀む

方に都合のいいようなふうに規定がで

になる所以である。子供の取扱いのよ

うなケースは平等に取扱うといふ例外の規定が置いてある。併し政府を相手に私人が自由のために奮闘するときには政府の方に相當の歩があるのですから、そのときには餘程規則を認める余状を求める方にフェイバリブルしてやらなければ釣合いが取れない。これは英米人が最もよく知つておる。その點はこのハイビス・ヨーベスの立派としてはどういうものだらうか。これが第五點。

結論として、どうも全體を見まして、實に拘禁者に都合のよいハイビス・ヨーベス・アクトである。拘禁された者に都合がよい。被拘禁者の方には餘り役立たない。こういう感じを得るが、その點はどうか。これだけの點を最後の私見として英米法から見た新立法に對する感想といた意味で附加えて、この私の話を終りたいと思います。

○委員長(伊藤修君) 只今の證言に對して御質疑のある委員の方はどうぞ……。

○鬼丸義廉君 ちょっとお尋ねいたさうです。この病院長であるとか、或いはその子供の取扱いとか、いろいろ行政上の拘束に対する釋放の訴えの場合も含む場合には、條文の表示法はどういうふうになつておりますか。行政、私法共含むには條文にはどういふ表示方法をやつておりますか。

○證人(高柳賢三君) お答えいたしまさう。英米にはそういう各場合についての規定といふものはありません。それは裁判慣行でずっと認められて來るので、條文の成文法の中に、どういふ如何なる場合にこれを求めることができるか、殊に精神病院長に對するる

状發行なんかは裁判慣行できておりませんから、そういう成文法には譲つたないだらうと思ひます。

○鬼丸義警君 そうすると、これは慣行例の方ですか。或いは抽象的な明文に……。

○證人(高柳賢三君) お答えいたします。英米では大部分が不文法なんですね。それから例外的な場合に成文法の形を取つておる。今のような場合でも精神病院長に對してこの令狀が證する

します。裁判所の審理手続きですね。それは常に同一裁判所にしやいけないとか何とかいう制限がありますか。例えば簡易裁判所の場合にはありませんが、合議裁判所なんかの場合にはですね。例えば東京地方裁判所なら東京地方法院裁判所でそういう合議の上拘禁に対する命令を出した場合に、その裁判所以外の裁判所でなければいけないと書いてあるな、特に公正を求める意味において審理に興かるものを常に他の方面

○鬼丸義齋君　これは大變な……我の常識ですが、我々の常識から考えると、当事者双方の可、不可を決するために、その相手方がみずから行動を審判するというようなことは、どうしても公正を期し難いのじやないかうふうに考えられますか……。

○證人(高柳賢三君)　よく意味が分りますが、それは今の勾引狀を出し

は、一應法律の條件ですね。これに當
該することを考えてやるわけですが、
裁判官は日本におましましては相當い
ろいろな信用も博しておるということ
になつておるわけなんですから、どう
もそのびつたり來ないといふところが
ある。その點……。

します。裁判所の審理手続きですね。それは常に同一裁判所にしかいけないとか何とかいう制限がありませんか。例えば簡易裁判所の場合にはありませんが、合議裁判所なんかの場合にはあります。東京地方裁判所なら東京地方法院裁判所でそういう合議の上拘禁に對する命令を出した場合に、その裁判所以外の裁判所でなければいけないといふうな、特に公正を求める意味において審理に與かるものを常に他の方面に持つて行くというふうなことはお分かりになりますか。

○證人(高柳賢三君) それは絶対にないことです。必ず令状を出した裁判所が審理する。或いは裁判所でなくとも裁判官ですね。

○鬼丸義齋君 それは大變人身保護に對しましては完きを期することができます。あるいはしませんか。

○證人(高柳賢三君) その點がつまり人身保護のこの裁判ではありますけれども、併しこれは普通裁判とは違つて、一應調査する。そこがコツなんをして……。

○鬼丸義齋君 併しながらその場合によりまするというと、相手方をして拘束不適當なときには處分までするというようなことになりますと、むしろ當事者のような感がござりますが……。

○證人(高柳賢三君) 裁判官がですか。

○證人(高柳賢三君) つまり拘禁者は被拘禁者を裁判所に呼び出したときですかね。だから令狀を出した裁判官がござりますが……。

○鬼丸義齋君　これは大變な……我の常識ですが、我々の常識から考えると、当事者双方の可、不可を決するため、その相手方がみずから行はれて審判するというようなことは、どうしても公正を期し難いのじやないか。いうふうに考えられますか……。

○證人(高柳賢三君)　よく意味が分りますが、それは今の勾引状を出した人が喚ぶんじやないのです。裁判所が出すのですね。

○鬼丸義齋君　それは明確なるやうな事実であります。

○證人(高柳賢三君)　あ、今の場合勾引状じゃなくて、勾引状を出したと、それから出した裁判所、それが今の人身保護令状を出す裁判所とは、これは違うのです。今言つた合状には混亂があつた形ですね。

○松井道夫君　これは日本と英米で、その外の一般の法律制度が違うのです。そんな関係から疑問が起るのが知れませんが、日本じや現在の刑事手続上、禁の命令を出るのは裁判所になるのですが、そいたしますと、まあ最もこの法律の適用が多いと思われる刑事案件の關係で、拘禁者が判事乃至は裁判所だといふような場合は、日本じや想像できるわけです。そいたしまして、只今他の委員からの質問もありしたけれども、それに對して喚び出の令狀を要する者は裁判所である。もとの裁判所はいづれも判事である。う考え方でもできるといふようなことをすると、餘り實效がないのじやないかといふようなことが考えられる。裁判所が勾引の令狀を出すとき

は、一應法律の條件ですね。これに當
該することを考えてやるわけですが、
裁判官は日本におきましては相當い
ろいろな信用も博しておるということ
になつておるわけなんですから、どん
もそのびつたり來ないと、いうところが
ある。その點……。

○證人(高柳賢三君) それは、私は今
この令狀の辯護は、日本の法律の方は
どういう法規かよく研究していないの
です。今度のこの條文に、日本法の適用
についてはこれは別に或いは小林さ
んに……。

○松井道夫君 併しながら、先生の著
米法の御見識の上から、何か御意見が
ないですか。

○證人(高柳賢三君) 何だか私、法害
をよく研究しておりませんから、何と
も言えませんが、これは地方裁判所
で、今のが引狀を出した場合には、
裁判所に持つて行くとか、控訴裁判
所にも出せるとか何とかいう規定がな
るのじやないですか。どういうふうに
するか、その所は知りませんが…。

○岡部帮君 先程先生のお話で、實地
として山下奉文の場合に、「イビク
ス・コーパスを適用しよう」というよ
うな論議があつたということですが、ま
もそのときのことを回想いたしま
で、餘りに形式的な感じがしたま
でのあります。今先生のお話を承
と、そうではなくして、むしろそこに某
米法のいい所があるよう受取つた。
先生のお感じを承りたいと思つて…。

○證人(高柳賢三君) 山下事件の場合
には、日常茶飯事となつて、辯護士
業務として、普通の取扱いとしてや
つたのだろうと思いますが、併しこれ

本當に自由の保障になるというのは、本當はハイビアス・コーベスをやつたから、必ずしも自由を保障されると考えるのは間違いんだ。これをどこまで活かして行くという法律家の努力を裏からバックする國民がいなければ、言い換えれば一般の思想が、自由を、民權を保護するという強い懇意が出なければ、法律を幾變えたつて駄目なので、その例は南米ではアメリカの眞似をして人身保護令を或いは憲法或いは法律によつて採用したのであります。探用したけれども、現實はどうかであるから法律家は非常に熱心です。英米の法律家は非常にこれを身體下においては死文になつてしまつてゐる。であるから法律家は非常に熱心です。英米の法律家は非常にこれを身體の自由を保護する最も有力な武器であり、これなくしては身體の自由などいうことは保護されないと確信していませんけれども、この法律を發表させています。英國がバッタクしなければ、これは死文である。であるからヘビアス・コーベスの奥には更に自由を尊重する念がどこまで強いかといふことは、認めなければならぬ。そういう關係になつておる上うに思います。

○大野幸一君 これは先程岡部委員からお尋ねがあつたのですが、本案の審議について一つの重大なポイントだろ

うと思うので、もう一度御説明とい

うことです。昨日からいろいろの前提となつておりますのは、例えば

拘置所においては拘置所長

ことになつております。全く裁判所

は當事者の地位を離れて第三者的立場

から裁判所の面前で審理をする。こう

いうことになつて先づ白紙の裁判所に

被拘束者の理由があるかないかを預け

て、そして審理をするというように

出でなければ、法律を幾變えたつて駄

目なので、その例は南米ではアメ

リカの眞似をして人身保護令を或いは

憲法或いは法律によつて採用したので

あります。探用したけれども、現實はどうか

であるから法律家は非常に熱心です。

英米の法律家は非常にこれを身體

の自由を保護する最も有力な武器であ

り、これなくしては身體の自由などい

うことは保護されないと確信して

いませんけれども、この法律を發表させ

ています。英國がバッタクしなけれ

ば、これは死文である。であるからヘ

ビアス・コーベスの奥には更に自由を

尊重する念がどこまで強いかとい

うことは、認めなければならぬ。そういう關係に

おる上うに思います。

○證人(高柳賛三君) 實は法益そのも

のに對して意見を述べる人は、もう少

し研究しなければ何ともいえないわけ

です。これは拘束者を何にするか、誰

によるかといふ細かい點は、いろく

ません。だから今のお尋ねに對しては

お答えしない方が安全だらうと思いま

す。

○證人(伊藤修君) ではこの程度に

して置きまして小林さんの御證言を願

います。

○證人(小林一郎君) 證言を求める事

は、被拘束者の立場にある。こういうことになりますと、拘引状を要した人が即ち拘束者ということになると、裁判所

が拘束者の立場にある。こういうこと

になりますと、鬼丸委員の申されたよ

うに、目的が達せられないのじやない

か。こういうふうにも考えられます

し、又拘束者と稱するのは、勾引状を

請求した檢事のよくな場合も拘束者と

するものが、即ち被拘束者に對する対象

人としてはやはり檢事であるから檢事

であるとも考えられますか、この法益

をお読みになりまして、證人の方は

拘束者の定義をどういうふうにお考に

なれるか。これと關連して英米法の實際

拘束者を何人にするかといふことを

もう一度お伺いしたいと思います。

○證人(高柳賛三君) 實は法益そのも

のに對して意見を述べる人は、もう少

し研究しなければ何ともいえないわけ

です。これは拘束者を何にするか、誰

によるかといふ細かい點は、いろく

ません。だから今のお尋ねに對しては

お答えしない方が安全だらうと思いま

す。

○委員長(伊藤修君) ではこの程度に

して置きまして小林さんの御證言を願

います。

○證人(小林一郎君) 證言を求める事

は、被拘束者の立場である。そこまではまだ詳しく調べており

ます。

○委員長(伊藤修君) ではこの程度に

して置きまして小林さんの御證言を願

います。

○證人(小林一郎君) 證言を求める事

は、被拘束者の立場である。そこまではまだ詳しく述べており

ます。

○委員長(伊藤修君) ではこの程度に

して置きまして小林さんの御證言を願

います。

○證人(小林一郎君) 證言を求める事

は、被拘束者の立場である。そこまではまだ詳しく述べており

ます。

○委員長(伊藤修君) ではこの程度に

して置きまして小林さんの御證言を願

います。

○證人(小林一郎君) 證言を求める事

は、被拘束者の立場である。そこまではまだ詳しく述べおり

ます。

○委員長(伊藤修君) ではこの程度に

して

い。イギリスでは辯護士の職に二つの階級があります。一つはパリスター、一つはソリシター、そのうちのパリスターによらないとの申請はできません。ただ特殊の場合貧困とか、非常に急を要する場合には許される。そういう例になつております。それから申請があるとこうのことになります。これは裁判所又は裁判官に申請することができるのであります。その次の手續としては二つある。裁判所に對しても事實が極めて明瞭な場合には、相手方を呼ばないで辯論をさせないで、直ぐ命令を出します。この本人を連れて來いといふ令状がであります。それからその前にもう一つ命令がある。イギリスのは……。その令状を發しろとしう命令を出す。その命令を出すかどうかについての一つの段階があります。相手方を呼んで、そこで辯論をさして初めてその裁判をする場合と、それが裁判所である場合はオーダーナイサイ、これを條件附命令といふよりはその手續の名稱だとお考え下さると極めて分り易いのです。即ち、裁判所に呼ぶ場合はオーダー、ナイサイの手續をし、裁判官の前にした場合にはサムモソズというわけであります。相手方を呼んで辯論させるかどうか、その區別であります。そこでその命令……令状を發します。つまり、リクト、オブ、ヘイビアス、コーパス、人身保護令状を發しろといふ命令をし、その令状を準備して

ソリシターがクレーン、オフィスのところに持つて行つて、そこで判を押して貰つて、それを持つて來て、それが令狀になる。今度はそれを拘束者に送達する。先程お話をあつたが、拘束者は現に本人の身體を拘束しておるという者は、現に本人の身體を拘束しておる者であります。決して、その先の拘束も、裁判官に對しても事實が極めて明瞭な場合には、相手方を呼ばないで辯論をさせないで、直ぐ命令を出します。この本人を連れて來いといふ令状についての令状を出す、日本の勾引状がであります。日本でも同様であります。日本は例えば審視廳に引張られた場合に、役人がいるならば監獄吏でいる者、刑事事件ならば監獄吏であります。日本でも同様であります。日本は例えは審視廳に引張られた場合には監視總監或いは拘置所ならば拘置所長或いは特に何か内部でそれを監督する、管理する、自分の實力下に置く役人がいるならばその人間であります。相手方を呼んで、そこで辯論をさして初めてその裁判をする場合と、それが裁判所である場合はオーダーナイサイ、これを條件附命令と規定がありますから、いつ何時までに連れて來ないと制裁がある。そういう場合と、一つの通告狀をリットに添えて出します。それから更にイギリスにおいては規定期限がありますから、いつ何時までに連れて來ないと制裁がある。そういう場合と、これが裁判所である場合はオーダーナイサイ、これが裁判所である場合はオーダー、ナイサイ、これを條件附命令といふよりはその手續の名稱だとお考え下さると極めて分り易いのです。即ち、裁判所に呼ぶ場合はオーダー、ナイサイの手續をし、裁判官の前にした場合にはサムモソズというわけであります。相手方を呼んで辯論させるかどうか、その區別であります。そこでその命令……令状を發します。つまり、リクト、オブ、ヘイビアス、コーパス、人身保護令状を發しろといふ命令をし、その令状を準備して

ソリシターがクレーン、オフィスのところに持つて行つて、そこで判を押して貰つて、それを持つて來て、それが令狀になる。今度はそれを拘束者に送達する。先程お話をあつたが、拘束者は現に本人の身體を拘束しておる者であります。決して、その先の拘束も、裁判官に對しても事實が極めて明瞭な場合には、相手方を呼ばないで辯論をさせないで、直ぐ命令を出します。この本人を連れて來いといふ令状についての令状を出す、日本の勾引状がであります。日本でも同様であります。日本は例えは審視廳に引張られた場合には監視總監或いは拘置所ならば拘置所長或いは特に何か内部でそれを監督する、管理する、自分の實力下に置く役人がいるならばその人間であります。相手方を呼んで、そこで辯論をさして初めてその裁判をする場合と、それが裁判所である場合はオーダーナイサイ、これを條件附命令と規定がありますから、いつ何時までに連れて來ないと制裁がある。そういう場合と、一つの通告狀をリットに添えて出します。それから更にイギリスにおいては規定期限がありますから、いつ何時までに連れて來ないと制裁がある。そういう場合と、これが裁判所である場合はオーダーナイサイ、これが裁判所である場合はオーダー、ナイサイ、これを條件附命令といふよりはその手續の名稱だとお考え下さると極めて分り易いのです。即ち、裁判所に呼ぶ場合はオーダー、ナイサイの手續をし、裁判官の前にした場合にはサムモソズというわけであります。相手方を呼んで辯論させるかどうか、その區別であります。そこでその命令……令状を發します。つまり、リクト、オブ、ヘイビアス、コーパス、人身保護令状を發しろといふ命令をし、その令状を準備して

ソリシターがクレーン、オフィスのところに持つて行つて、そこで判を押して貰つて、それを持つて來て、それが令狀になる。今度はそれを拘束者に送達する。先程お話をあつたが、拘束者は現に本人の身體を拘束しておる者であります。決して、その先の拘束も、裁判官に對しても事實が極めて明瞭な場合には、相手方を呼ばないで辯論をさせないで、直ぐ命令を出します。この本人を連れて來いといふ令状についての令状を出す、日本の勾引状がであります。日本でも同様であります。日本は例えは審視廳に引張られた場合には監視總監或いは拘置所ならば拘置所長或いは特に何か内部でそれを監督する、管理する、自分の實力下に置く役人がいるならばその人間であります。相手方を呼んで、そこで辯論をさして初めてその裁判をする場合と、それが裁判所である場合はオーダーナイサイ、これを條件附命令と規定がありますから、いつ何時までに連れて來ないと制裁がある。そういう場合と、一つの通告狀をリットに添えて出します。それから更にイギリスにおいては規定期限がありますから、いつ何時までに連れて來ないと制裁がある。そういう場合と、これが裁判所である場合はオーダーナイサイ、これが裁判所である場合はオーダー、ナイサイ、これを條件附命令といふよりはその手續の名稱だとお考え下さると極めて分り易いのです。即ち、裁判所に呼ぶ場合はオーダー、ナイサイの手續をし、裁判官の前にした場合にはサムモソズというわけであります。相手方を呼んで辯論させるかどうか、その區別であります。そこでその命令……令状を發します。つまり、リクト、オブ、ヘイビアス、コーパス、人身保護令状を發しろといふ命令をし、その令状を準備して

ソリシターがクレーン、オフィスのところに持つて行つて、そこで判を押して貰つて、それを持つて來て、それが令狀になる。今度はそれを拘束者に送達する。先程お話をあつたが、拘束者は現に本人の身體を拘束しておる者であります。決して、その先の拘束も、裁判官に對しても事實が極めて明瞭な場合には、相手方を呼ばないで辯論をさせないで、直ぐ命令を出します。この本人を連れて來いといふ令状についての令状を出す、日本の勾引状がであります。日本でも同様であります。日本は例えは審視廳に引張られた場合には監視總監或いは拘置所ならば拘置所長或いは特に何か内部でそれを監督する、管理する、自分の實力下に置く役人がいるならばその人間であります。相手方を呼んで、そこで辯論をさして初めてその裁判をする場合と、それが裁判所である場合はオーダーナイサイ、これを條件附命令と規定がありますから、いつ何時までに連れて來ないと制裁がある。そういう場合と、一つの通告狀をリットに添えて出します。それから更にイギリスにおいては規定期限がありますから、いつ何時までに連れて來ないと制裁がある。そういう場合と、これが裁判所である場合はオーダーナイサイ、これが裁判所である場合はオーダー、ナイサイ、これを條件附命令といふよりはその手續の名稱だとお考え下さると極めて分り易いのです。即ち、裁判所に呼ぶ場合はオーダー、ナイサイの手續をし、裁判官の前にした場合にはサムモソズというわけであります。相手方を呼んで辯論させるかどうか、その區別であります。そこでその命令……令状を發します。つまり、リクト、オブ、ヘイビアス、コーパス、人身保護令状を發しろといふ命令をし、その令状を準備して

ソリシターがクレーン、オフィスのところに持つて行つて、そこで判を押して貰つて、それを持つて來て、それが令狀になる。今度はそれを拘束者に送達する。先程お話をあつたが、拘束者は現に本人の身體を拘束しておる者であります。決して、その先の拘束も、裁判官に對しても事實が極めて明瞭な場合には、相手方を呼ばないで辯論をさせないで、直ぐ命令を出します。この本人を連れて來いといふ令状についての令状を出す、日本の勾引状がであります。日本でも同様であります。日本は例えは審視廳に引張られた場合には監視總監或いは拘置所ならば拘置所長或いは特に何か内部でそれを監督する、管理する、自分の實力下に置く役人がいるならばその人間であります。相手方を呼んで、そこで辯論をさして初めてその裁判をする場合と、それが裁判所である場合はオーダーナイサイ、これを條件附命令と規定がありますから、いつ何時までに連れて來ないと制裁がある。そういう場合と、一つの通告狀をリットに添えて出します。それから更にイギリスにおいては規定期限がありますから、いつ何時までに連れて來ないと制裁がある。そういう場合と、これが裁判所である場合はオーダーナイサイ、これが裁判所である場合はオーダー、ナイサイ、これを條件附命令といふよりはその手續の名稱だとお考え下さると極めて分り易いのです。即ち、裁判所に呼ぶ場合はオーダー、ナイサイの手續をし、裁判官の前にした場合にはサムモソズというわけであります。相手方を呼んで辯論させるかどうか、その區別であります。そこでその命令……令状を發します。つまり、リクト、オブ、ヘイビアス、コーパス、人身保護令状を發しろといふ命令をし、その令状を準備して

「**命令**をし、その令狀を準備して
ました距離に應じて三日とか、十日

これからそこで辯論がありまして、その
けであります。でありますから、天皇

ならん。それが一つの考え方でありま

す。併しながらこの人身保護法の救済、これは決して一日も二日を争う筈のものではありません。これを手近なものにいたしますと、手近な、極めて安直な、手軽なものにするということは、結局濫用する機會を多くするということです。而してこの法律は、私は考えますのに、濫用される。濫訴の弊に陥る。その懲戒が多分にある。その要素を多分に含んでおると私は考えております。日本におきまして、陪審制度はどうなっておりますか。これは在野法會によつて、熱心に呼ばれた制度であります。ところが、外國においては陪審員を皆逃げ廻つてゐる。陪審員になることを好んでゐる者なんかつともいない。又この法律を、或いは裁判官の手助けをするとか、或いは裁判官よりよりよし、裁判をする。そんな考へでいたら、これは大間違いです。本來は政治教育をする。民主國家には政治がなくてはならない。自分のものは自分で手續でも、英國においては、裁判が非常に迅速に圓滑に行つてゐる。これらから、譯の分らん結果になる。又御承知でありますようが、裁判所の準備手續においても、英國においては、裁判が非常に迅速に圓滑に行つてゐる。これ全く民事の裁判は、この準備手續の下においても、これが唯一つの目的であります。ところがこれが分らないで、準備手續で辯論をする辯護士が出るかと思えば、裁判所は公判廷でやることを變な風にやる。公判廷へ出ると準備手續をやつたかどうか分らんようなことをやつておる。その結果はお互ひ言合い

になつてゐるが、これも投げやりになつてゐる。又豫審制度、これはどうかといいますと、これは豫審判事が検事の手先のようなことをやつておつて、これを直す工夫をしない、それで揚句の結果が豫審の制度は徒らに時間を取る。今度の憲法によると刑事案件の被告人は迅速に裁判を求める権利があるから、これをいけないといつて廢止しております。早晚これは英米法式に形を變えて豫審制度が現れることは思ひますが、これらはすべて目的の廢き違ひ、この結果であります。それで私の見處れるところは、この得難い國民の初めに受けられたこの人身保護法、これが折角この參議院で採上げられて法律になりましたが、やり方によつてはこの陪審制度は準備手續や、或いは豫審の制度、これらと同じ運命に陥るのではないか。それを私は非常に懸念しております。

反面實效を餘り奏せないのではないのか。例えば今、保護制度があつて、保釋申請しても許して呉れない。一時
は國民側から處れられるけれども、裁判官側の點からいと、今の實效を奏せないと、いうことが處れられるんじ
ないか、感じますが、その點はどうぞ
すか。

○證人(小林一郎君) 實效ということじ
ういうことですか。上の裁判所へそ
こでですか。

○松井道夫君 結局拘留といつたよ
うことを考えますと、それに對しての
人身保護法の教濟……。

○證人(小林一郎君) 先程お尋ねがな
つたようでしたが、これは裁判所の立
狀が相手方を厳に拘束しておるもので
ございましょ。

○松井道夫君 その點は分つておるは
れども、要するに裁判所が勾留状を出
しますね。それに對して、人身保護法
を求めるときに、そうしますと求めら
れた方の裁判所は、これは勾留状を出
したのも裁判所ですから、考え方は土
體共通であつて、實效を奏しない。
ういう意味です。

○證人(小林一郎君) ですからそ
う處があるから、そういう結果を
さないよう、上の裁判所へやつて、開
民が信頼できる上の裁判所にやるう
いふことなんですが、私の主張するこ
とは……。それからよつと先程申上す
るのを忘れましたが、イギリスの統計
ですが、これは私持つておりますの
ちよつと古い一九三三年のですが、
これは一ヶ年十五件ということになります

あります。その中裁判所により審理を開始したもの一件、裁判官によるもの十四件、申請の棄却されたもの裁判官により一件、裁判官により令状を發すべきことを命じたもの十二件であります。それでそのうち四件だけ現實に発用せず、イギリスでは非常に慎重に監視され、取扱われております。それと並んで令状が出ております。そういうふうにあります。それでそのうち四件だけ現實に監視され、取扱われております。

水久保甚作君
鬼丸 義齋君
松井 道夫君
松村眞一郎君

高柳 賢三君
小林 一郎君

二月十三日本委員會に左の事件を付託
された。

一、人身保護法案(伊藤修君發議)

第一條 法律上正當な手續によらな
人身保護法

いでは、身體の自由を拘束されてい
る者は、この法律の定めるところ

により、その救済を請求すること
ができる。

何人も被拘束者のために、前項

の請求をすることができる。

理人として、これをしなければならない。但し、特別の事情がある

場合には、請求者がみずからする
ことを妨げます。

第三條 第一條の請求は、書面又は

口頭をもつて、被拘束者の供託係者の所在地を管轄する高等裁判

所若しくは地方裁判所に、これを
することができる。

第四條 請求書には、請求の趣旨及
び二の墨由株式会社にて、る拘束書

ひその自由身に知れてしまふ京を
並びに拘束の場所を開示し、且つ

必要な説明資料を提供することを
要する。

第五條 裁判所は、請求がその要件又は必要な疏明を缺いていふときは

は、決定をもつてこれを却下する
ことができる。

第六條 第一項の請求を受けた裁判

所は、申立に因り又は職權をもつて、適當と認める他の管轄裁判所に、事件を移送することができる。

第七條 裁判所は、前二條の場合を除く外、審問期日における取調の準備のために直ちに拘束者、請求代理人並びに關係者の陳述を聽いて、拘束の事由その他の事項について、必要な調査をすることができる。

前項の準備調査は、部員をしてこれをさせることができる。

第八條 裁判所は、必要があると認めるときは、第十四條の判決をする前に、決定をもつて、假りに、被拘束者を拘束から免れしめるたまに、何時でも叫出しに應じて出頭することを條件として、辯護士の保證の下に、又は保證金を立てさせ若しくは立てさせないで、一時釋放その他適當な處分をすることができる。

第九條 準備調査の結果、請求の理由のないことが明白なときは、裁判所は審問手續を経ず、決定をもつて請求を棄却する。

第十條 前條の場合を除く外、裁判所は一定の日時及び場所を指定し、審問のために請求者又はその代理人、被拘束者及び拘束者を召喚する。

前條に對しては、被拘束者を前項指定の日時、場所に出頭させることを命じると共に、前項の審問期日までに拘束の日時、場所及びその事由について、答辯書を提出

することを命ずる。

前項の命令書には、拘束者が命令に服さないときは、勾引し又は命令に服するまで勾留することがある旨及び遅延一日について、五百圓以下の過料に處することがある旨を記載する。

命令書の遅延と審問期日との間には、三日の期間をおかなければならぬ。但し、特別の事情があるときは、これを短縮又は伸長することができる。

前項の準備調査は、部員をしてこれをさせることができる。

第八條 裁判所は、必要があると認めるときは、第十四條の判決をする前に、決定をもつて、假りに、被拘束者を拘束から免れしめるたまに、何時でも叫出しに應じて出頭することを條件として、辯護士の保證の下に、又は保證金を立てさせ若しくは立てさせないで、一時釋放その他適當な處分をすることができる。

第九條 準備調査の結果、請求の理由のないことが明白なときは、裁判所は審問手續を経ず、決定をもつて請求を棄却する。

第十條 前條の場合を除く外、裁判所は一定の日時及び場所を指定し、審問のために請求者又はその代理人、被拘束者及び拘束者を召喚する。

前條に對しては、被拘束者を前項指定の日時、場所に出頭させることを命じると共に、前項の審問期日までに拘束の日時、場所及びその事由について、答辯書を提出

は、これを勾引し又は命令に服するまで勾留すること並びに遅延一日について、五百圓以下の割合をもつて過料に處することがある。

第十六條 被拘束者から辯護人を依頼する旨の申出があつたときは、拘束者は遅滞なくその旨を、被拘束者の指定する辯護士に通知しなければならない。

被拘束者が辯護士を指定しないか、又は指定した辯護士に事故があるときは、前項の通知は、被拘束者の所在地の辯護士會にこれをする。

第十七條 第一條の請求を受けた裁判所又は移送を受けた裁判所は、直ちに事件を最高裁判所に通知し、且つ事件處理の經過並びに結果を同裁判所に報告することを要する。

第十八條 下級裁判所の判決に對し不服の申立てを受けた裁判所は、三日内に最高裁判所に上訴する。

第十九條 最高裁判所は、特に必要があると認めるときは、下級裁判所に係屬する事件が、如何なる程度にあるを問はず、これを受取せしめて、みずから處理することができる。

第二十条 前項の場合において、最高裁判所は下級裁判所のなした裁判及び處分を取消し又は變更することができる。

第二十一条 最高裁判所は、請求、審問、裁判その他の手續にして、必要的規則を定めることができる。

第二十二条 被拘束者を移動職務、

新裁判所法の制定のため、從來の區裁判所が廢止され、控訴裁判は長野地方裁判所で取扱われていたのが、東京裁判所まで出向かねばならぬなり、現

を妨げる行為をした者若しくは第十一條第二項の答辯書に、ことさら虚偽の記載をした者は、二年以下の懲役又は五萬圓以下の罰金に處する。

附 则

この法律は、公布の後三十日を経過した日から、これを施行する。

二月十六日 日本委員會に左の事件を付託された。

一、仙臺高等裁判所郡山支部設置に關する請願(第三十四號)

一、東京高等裁判所長野支部設置に關する陳情(第四號)

二月十六日日本委員會に左の事件を付託された。

一、仙臺高等裁判所郡山支部設置に關する請願(第三十四號)

一、東京高等裁判所長野支部設置に關する陳情(第四號)

二月十六日日本委員會に左の事件を付託された。

一、仙臺高等裁判所郡山支部設置に關する請願

二月十六日日本委員會に左の事件を付託された。

一、仙臺高等裁判所郡山支部設置に關する請願

二月十六日日本委員會に左の事件を付託された。

一、仙臺高等裁判所郡山支部設置に關する請願

二月十六日日本委員會に左の事件を付託された。

一、仙臺高等裁判所郡山支部設置に關する請願

二月十六日日本委員會に左の事件を付託された。

一、仙臺高等裁判所郡山支部設置に關する請願

二月十六日日本委員會に左の事件を付託された。

一、仙臺高等裁判所郡山支部設置に關する請願

より長野縣民二百餘萬の不利不便はじん大で、その上東京との地理的關係及び過去における縣下の取扱い件数から考へて長野市に東京高等裁判所の支部を設置されたとの陳情。

三月十五日 接種審査のため、本委員會に左の事件を付託された。

一、經犯罪法案(豫第十四號)

二、輕犯罪法案

第一條 左の各號の一に該當する者は、これを拘留又は科料に處す。

一、人が住んでおらず、且つ、看守していない邸宅、建物又は船舶の内に正當な理由がなくてひそんでいた者

二、正當な理由がなくて刃物、鐵棒その他の生命を害し、又は人の身體に重大な害を加えるのに使用されるような器具を隠して携帶していた者

三、正當な理由がなくて合かぎのみ、ガラス切りその他他人の邸宅又は建物に侵入するのに使用されるような器具を隠して携帶していた者

四、生計の途がないのに、働く能力がありながら職業に就く意思を有せず、且つ、一定の住居を持たない者で諸方をうろついたもの

五、公共の會堂、劇場、飲食店、ダンスホールその他公共の娛樂場において、入場者に對して、又は汽車、電車、乗合自動車、船舶、飛行機その他公共の乗物の中で乗客に對して著しく粗野又

昭和二十三年六月二十一日印刷

昭和二十三年六月二十四日発行

參議院事務局

印刷者 印刷局